

5

禁止事項について

公社住宅では下記の事項を禁止しております。したがって各事項について違反している事実が判明した場合は、契約を解除し住宅の明け渡しをしていただくこともあります。

1 転貸の禁止

- 1) 住宅を居住以外の目的のために使用すること。
- 2) 第三者に賃貸借契約に基づく権利を譲渡し、住宅の全部または一部を第三者に転貸、もしくは使用させること。(いわゆる、民泊等も禁止。)
- 3) 公社の承認を得ないで、入居者調書に記載した家族以外のものを同居させること。

2 模様替えの禁止

公社の承認を得ない下記の模様替えについては禁止しております。

- 1) 住宅の外観を変更し、または住宅内部の造作を変更すること。
- 2) 工作物などを築造すること。

なお、公社の承認を得て模様替えをされた場合でも、退去時に原状に回復していただきます。

3 団地内の駐車禁止

公社住宅については、全戸分の駐車スペースの確保ができておりません。団地環境の保持、団地内緑地の保護、交通事故の防止、また緊急車両および清掃車の活動の支障になるため、駐車場以外の団地・敷地内における駐車は禁止しております。



4 動物の飼育禁止

動物飼育による苦情が増えています。公社住宅内では犬、ネコなどの動物を飼育することはできません。(身体障がい者補助犬は除きます。)

動物の鳴き声、毛、臭いに迷惑されている入居者の方々の声が管理センター等に寄せられています。入居されているみなさんに不快な思いを与えることがないように共同生活のルールを守って下さい。

ただし、一定の手続きを経て動物の飼育が可能となっている団地もあります。

- ◎鳴き声がうるさいため、近隣の方に迷惑です。
- ◎フン・尿などの悪臭で近隣の方に迷惑です。
- ◎集合住宅です。動物が嫌いな方もいます。
- ◎アレルギー体質や喘息の方はノミや抜け毛に反応します。

迷惑行為により、入居者の共同生活に著しい被害を与え、公社の指導に従っていただけない場合は、住宅の明け渡しをしていただくことがあります。

※一時的に動物を預かる行為や動物への餌付け行為も禁止です。

